漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和 2 年神奈川県規則第 91 号) 第 5 条第 1 項第 6 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又 は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

_								
漁	許可又	推進	操業区域	漁業時期	許可又は起業	(規則第 14 条第1項により許	許可又は	許可の有
業	は起業	機関			の認可をすべ	可又は起業の認可時に付加す	起業の認	効期間
種	の認可	の馬			き漁業者の資	る条件)	可を申請	
類	をすべ	力数			格		すべき期	
	き漁業						間	
	者の数							
	(人)							
さ	1	同上	三浦市南下浦町松輪剣埼突	11月1日	横須賀市走水	1 夜間(日没から日の出までの	令和5年	令和5年
ょ			端正南線から川崎市地先に	から翌年	大津に漁業根	間)は、操業してはならない。	10月2日	11月26日
り			至る神奈川県海面。ただ	4月30日	拠地*を有す	2 漁具の規模は次のとおりと	から同年	から令和
機			し、共第1号共同漁業権以	まで	る者のうち、	する。	11月1日	8年6月
船			外の共同漁業権の漁場の区		共第1号共同	(1)網(袖網を含む)の全長 29	まで	25 日まで
船			域(共第2号共同漁業権の		漁業権の漁場	メートル以下		
U			漁場の区域のうち共第1号		の区域におい	(2)袖網の長さ 10メートル以		
き			共同漁業権の漁場の区域と		てさより機船	下		
網			重複する区域を除く。)を除		船びき網漁業	(3)網口の幅 12メートル以下		
漁			< 。		を営むことに	(4)網口の高さ又は袖網口の高		
業					ついて当該漁	さ 3メートル以下		
					業権の漁業権	3 表層以外、曳網してはなら		
					者に受忍され	ない。		
					ている者			
			l.					

※ 漁業根拠地:許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

同	1	同上	東京内湾の神奈川県海面。	同上	横浜市中区錦	同上	同上	令和5年
上			ただし、共同漁業権の漁場		町に漁業根拠			12月8日
			の区域を除く。		地を有する者			から令和
								8年6月
								25 日まで
同	1	定め	横須賀市久里浜地先海獺島	同上	横須賀市佐島	1 夜間(日没から日の出までの	同上	令和5年
上		なし	灯標正東線から平塚市唐ヶ		に漁業根拠地	間)は、操業してはならない。		11月27日
			原地先にある花水川橋橋脚		を有する者の	2 漁具の規模は次のとおりと		から令和
			南東端より正南線に至る神		うち、共第7	する。		8年6月
			奈川県海面。		号共同漁業権	(1)網(袖網を含む)の全長 29		25 日まで
			ただし、次の区域を除く。		の漁場の区域	メートル以下		
			1. 共第7号共同漁業権以外		においてさよ	(2)袖網の長さ 10メートル以		
			の共同漁業権の漁場の区		り機船船びき	下		
			域。		網漁業を営む	(3)網口の幅 12メートル以下		
			2. 藤沢市江の島にある江の		ことについて	(4)網口の高さ又は袖網口の高		
			島展望灯台正南線以西の海		当該漁業権の	さ 3メートル以下		
			面のうち、横須賀市長者ヶ		漁業権者に受	3 表層以外、曳網してはなら		
			埼突端と中郡大磯町大磯港		忍されている	ない。		
			西防波堤灯台を結んだ線及		者	4 他の漁業の操業を妨げては		
			び江の島展望灯台と足柄下			ならない。		
			郡箱根町二子山凹点を結ん					
			だ線以北の海面の区域。					